

総社市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第33号

総社市公印規則の一部を改正する規則

総社市公印規則（平成17年総社市規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後								改 正 前							
別表（第3条関係）								別表（第3条関係）							
公印の種類	整理 番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印 材	個 数	公印の種類	整理 番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印 材	個 数
略								略							
総社市印	21	〃	方 6ミ リ	健康医療 課	国民健康保 険に係る資 格確認書及 び資格確認 書（特別療 養）並びに刷 り込みを必 要とする文 書	〃	4	総社市印	21	〃	方 6ミ リ	健康医療 課	国民健康保 険に係る被 保険者証及 び退職被保 険者証及び 刷り込みを 必要とする 文書	〃	4
岡山県総社 市之印	22	〃	方 20 ミリ	健康医療 課	国民健康保 険に係る限 度額適用認 定証その他 市長が指定 する文書, 刷	〃	1	岡山県総社 市之印	22	〃	方 20 ミリ	健康医療 課	国民健康保 険に係る被 保険者証明 書その他市 長が指定す る文書, 刷り	〃	1

改 正 後								改 正 前								
					り込みを必要とする文書及び電子印影用									込みを必要とする文書及び電子印影用		
				略												
略								略								

附 則
この規則は，令和6年12月2日から施行する。